

運用基準第21号様式（地域まちづくりルール運用状況報告 別紙）（V-2-(3)）

地域まちづくり組織名 明るい街コミュニティ戸塚 地域まちづくりルール名 明るい街コミュニティ戸塚ルール

報告対象期日 平成27年 5月 15日から 平成27年 7月 15日まで

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	用途	地盤面の高さ	外壁・屋根の色				隣地間の窓	工作物・植栽	その他					
					⑩ 街区	⑪ 街区	⑫ 街区	⑬ 街区								
① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ）	建築等の概要用途	建築物の用途は住宅とした	敷地の地盤面は土地区画整理事業後変更しなかった	⑬ 街区	⑭ 街区	⑮ 街区	⑯ 街区	屋根の色彩は、明度3以下かつ彩度2以下とした	隣地境界線に面する北側の窓は、視線を遮る工夫をした	屋外広告物は設置しない	フェンス等は、マンセル表色系R系、YR系、Y系の色相では彩度6以下、それ以外の色彩では彩度2以下とした	シンボルツリーを植栽した（⑩⑪⑫⑬街区 ハナミズキ）	公園に面する宅地は、公園と一体となる緑化をした	共同住宅を建てる場合には、ゴミ置き場の設置をした	生活マナーについて建築主・入居者・入居予定者に十分な説明をした、又は、する予定である
					⑩ 街区	⑪ 街区	⑫ 街区	⑬ 街区								
1	① H27.5.20	1 建築(新築)	○	○	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○
	② H27.6.3	住宅	(配慮事項) 特になし													
2	①		(配慮事項)													
	②		(配慮事項)													
3	①		(配慮事項)													
	②		(配慮事項)													
4	①		(配慮事項)													
	②		(配慮事項)													
5	①		(配慮事項)													
	②		(配慮事項)													

凡例： ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第21号様式（地域まちづくりルール運用状況報告 別紙）（V-2-(3)）

地域まちづくり組織名 明るい街コミュニティ戸塚 地域まちづくりルール名 明るい街コミュニティ戸塚ルール

報告対象期日 平成28年 4月 16日から 平成28年 7月 15日まで

手続き事項	建築等行為の概要	用途	地盤面の高さ	外壁・屋根の色				隣地間の窓	工作物・植栽	その他		
				⑩ 街区	⑪ 街区	⑫ 街区	⑬ 街区					
① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ）	ルールの詳細な規定	敷地の地盤面は土地区画整理事業後変更しなかった	⑬ 街区	⑭ 街区	⑮ 街区	⑯ 街区	隣地境界線に面する北側の窓は、視線を遮る工夫をした  屋根の色彩は、明度3以下かつ彩度2以下とした	屋外広告物は設置しない  フェンス等は、マンセル表色系R系、YR系、Y系の色相では彩度6以下、それ以外の色彩では彩度2以下とした	シンボルツリーを植栽した（⑩⑫⑬街区 ハナミズキ）  公園に面する宅地は、公園と一体となる緑化をした  共同住宅を建てる場合には、ゴミ置き場の設置をした	生活マナーについて建築主・入居者・入居予定者に十分な説明をした、又は、する予定である	
	建築等の概要用途			⑩ 街区	⑪ 街区	⑫ 街区	⑬ 街区					⑭ 街区
1	①	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②
	②											
2	①	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②
	②											
3	①	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②
	②											
4	①	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②
	②											
5	①	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②	① ②
	②											

凡例： ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。